

2013年2月12日
No.2012-21

求められる経済成長を阻害しない税体系

調査部 主任研究員 蜂屋勝弘

《要 点》

- ◆ 来年度の税制改正は、「政策の基本哲学をこれまでのいわば『縮小均衡の分配政策』から『成長と富の創出の好循環』に転換させる」との方針が示されるなか、①企業負担の軽減と、②消費税率引き上げに伴うマイナス影響への配慮を柱とするなど、デフレからの脱却と成長力強化に重点が置かれている点で一定の評価。
- ◆ もっとも、グローバル化が進む中で、わが国企業を取り巻く競争環境は激化しており、産業競争力の先行きは楽観視できず、①企業負担のさらなる引き下げや、②国内の事業所再集積へのサポートが求められる。その際、例えば、特区制度などを活用し、特定の地域に限定して税負担を引き下げることにより、特定地域への内外企業による事業所集積を促すとともに、全国一律での税負担の引き下げに比べて財政への影響を軽減するといった方策が考えられる。
- ◆ 足元の政府部門の財政赤字や債務残高、将来の高齢化を踏まえると、消費税率の10%引き上げ後も財源対策として税負担の増加圧力が持続する可能性。ただし、将来的に一段の負担増を求める場合には、経済へのマイナス影響を最小限に止める必要。税収構造のあり方が経済成長率に影響を及ぼす可能性が指摘されており、税収に占める消費税の割合が高いと、経済成長へのマイナス影響が小さくなるとの見方がある。
- ◆ いずれにせよ、税負担の増加自体は経済成長にマイナスとなるだけに、税負担を引き上げる際には、増加幅そのものを最小限に止めるために、まずは、歳出の効率化によって歳出の増加を抑制するとともに、各種規制の見直しなどを通じて、経済成長率そのものを引き上げることが重要。

本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・蜂屋勝弘宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-1449

Mail: hachiya.katsuhiko@jri.co.jp

1. 成長力強化に重点が置かれている来年度税制改正

平成 25 年度税制改正大綱が示された。新政権は「政策の基本哲学をこれまでのいわば『縮小均衡の分配政策』から『成長と富の創出の好循環』に転換させる」¹との方針を示し、デフレからの早期脱却を目指して、20 兆円規模の緊急経済対策や日本銀行との「共同声明」を発表するなど、財政政策、金融政策の両面で積極策を矢継ぎ早に展開している。来年度税制改正でも、こうした方針が反映されている（図表 1）。

（図表 1）来年度税制改正による増減収見込額（国税）

	平年度	初年度
所得課税	▲ 180	-
最高税率の見直し	590	-
少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の拡充	▲ 60	-
住宅ローン減税等	▲ 720	-
その他	10	-
資産課税	2,100	40
相続税・贈与税の見直し	2,420	-
その他	▲ 320	40
法人課税	▲ 3,320	▲ 2,400
設備投資減税	▲ 1,050	▲ 1,000
労働分配拡大税制	▲ 1,050	▲ 630
研究開発税制	▲ 580	▲ 450
その他	▲ 640	▲ 320
その他	▲ 120	0
合計	▲ 1,520	▲ 2,360

（資料）財務省資料より作成

第 1 は、企業負担の軽減である。主な政策をみると、経済のグローバル化の進展を受けて、生産拠点等の事業所配置の国境を越えた展開が一般化するなか、国内での設備投資を促すために、設備投資額の一定割合を減税する設備投資減税が新設されている。また、技術革新や新商品の開発等のイノベーションに欠かせない研究開発投資を支援するために、研究開発投資減税が拡充されている。さらに、企業の収益増加と雇用者の所得増加の好循環を創り出すために、労働分配率を引き上げるとの観点から、企業が従業員に支払う給与の増加分の 10% を税額控除できる制度が新設されており、法人課税（国税）は 3,320 億円（平年度）の減税となっている。

第 2 は、消費税率引き上げに伴う経済へのマイナス影響への配慮である。消費税率引き上げによって税額が大きく膨らむ住宅や自動車の購入について、住宅ローン減税の拡充や自動車取得税の段階的引き下げなどが盛り込まれている。ただし、消費税率引き上げ時での導入の是非が議論されてきた軽減税率については、10% 引き上げ時に導入することを目指すとしており、8% への引き上げ時での導入は見送られている。

今後のわが国税制のあり方として、高齢化に伴って増加が見込まれる社会保障費の財源確保という観点が重要であり、当面は消費税率の 10% への引き上げを予定通り行うことが必須課題となっている。消費税率引き上げは、わが国経済の足腰がしっかりしていることが前提であり、とりわけ、引き上げ可否の判断を今秋に控える現況下では、昨年春以降の景気後退からの脱却を確かなものとするのが不可欠である。こうしたなか、来年度の税制改正では、税・社会保障一体改革に係る三党合意を受けて、所得税の最高税率の引き上げや相続税の増税といった富裕層への課税強化策が盛り込まれているものの、基本的にデフレからの脱却と成長力強化に重点が置かれている点、一定の評価ができよう。

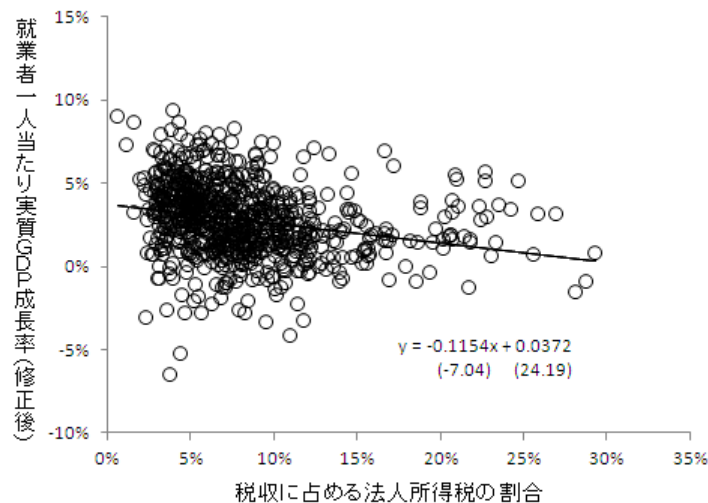
¹ 「平成 25 年度予算編成の基本方針」

2. 産業競争力強化に向けた更なる取り組み

もともと、グローバル化が進む中で、わが国企業を取り巻く競争環境は激化しており、産業競争力の先行きは楽観視できず、税制面でのより踏み込んだサポートが求められる。

第1は、企業負担のさらなる引き下げである。法人実効税率については、2011年度税制改正で法人税率が引き下げられたことを受けて、それまでの40.69%²から35.64%³に低下している。しかしながら、アメリカなどの主要先進国や中国などの周辺国に比べて依然として高いとの指摘があり、企業活動のグローバル化が進展するなか、国内の事業所配置などへの悪影響が懸念されている。企業の税負担のあり方については、一国の税収構造がその国の経済成長に影響を及ぼすとの議論があり、例えば、Arnold[2008]⁴では、税収に占める法人所得課税の割合が高いほど経済成長率が低くなることが示されている。ちなみに、先進国21か国のデータを用いて、税収に占める法人所得税の割合と就業者一人当たり実質GDP成長率の関係をみると、緩やかながら負の相関関係が見て取れる（図表2）。

（図表2）法人税収割合と経済成長率の関係



（注1）図中の式は単回帰式。（）内はt値。

（注2）21か国の1970～2010年（欠損値あり）のパネルデータを用いて、固定効果モデルを推計。下記の推計結果を用いて、就業者一人当たり実質GDP成長率の実績値から、総固定資本形成、高等教育終了比率、国民負担率の各国毎の影響を取り除いている。

$$dy = 0.183 + 0.096dk + 0.076dh - 0.044tax - 0.006corptax$$

(7.93) (7.54) (3.37) (-6.78) (-2.91)

（）内はt値、1%で有意。

dy: 就業者一人当たり実質GDP成長率、dk: 総固定資本形成増加率、dh: 高等教育終了比率の変動、tax: 国民負担率、corptax: 国民負担に占める法人所得税の割合

（資料）OECD資料等より作成

第2は、国内の事業所再集積に向けた支援である。多数の事業所が一定の地域内に集積することにより、①原材料や部品などを調達しやすい、②分業体制を作りやすい、③事業者同士の密度の濃い情報交換が容易、④高度・専門的な人材が集まる、などのメリットが指摘されている。

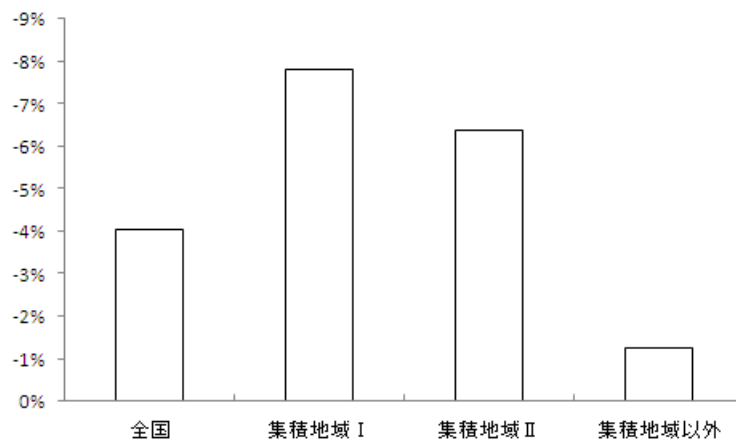
² 東京都

³ ただし、2012～14年度の3年間は復興特別法人税として法人税額の10%が課されるため、これを含めた実効税率は38%程度。

⁴ Arnold, Jens[2008] “Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth? Empirical Evidence From A Panel Of OECD”. OECD Economic Department Working Papers No.643 Oct-2008.

る。こうしたメリットは、①強固な分業ネットワークの形成や、②異業種とのコラボレーションなどを通じて生産性の向上や新たな価値の創造などに繋がり、わが国経済へのプラスの効果が期待される。しかしながら、廃業や海外への生産シフト等を受けて、国内製造業の事業所数⁵が2005年から10年までの5年間で27.7万カ所から22.4万カ所に減少するなかで、事業所集積のメリットの弱体化が懸念される。例えば、製造業の従業者一人あたりの付加価値額の推移をみると、2005年から10年までの5年間に全国平均で1,368万円から1,313万円へと▲4.0%減少しているが、事業所集積地とそうでない地域に分けてみると、減少率は事業所が多く集まる上位48市区で▲7.8%、同上位49位から185位の市区で▲6.4%、それ以外の地域で▲1.2%となっている（図表3）。このように、事業所の多く集まる地域での一人当たり付加価値額の減少率が高くなっており、事業所の減少するなか事業所集積のメリットが弱体化している可能性が示唆される。

（図表3）製造業の一人当たり付加価値額の減少率
（2005年→10年）



（注）集積地域 I は 2005 年時点で事業所数の多い上位 48 市区（合計で全国の事業所数の 25% を占める）、集積地域 II は同 49～185 位の 137 市区（同 25%）
（資料）経済産業省「工業統計」

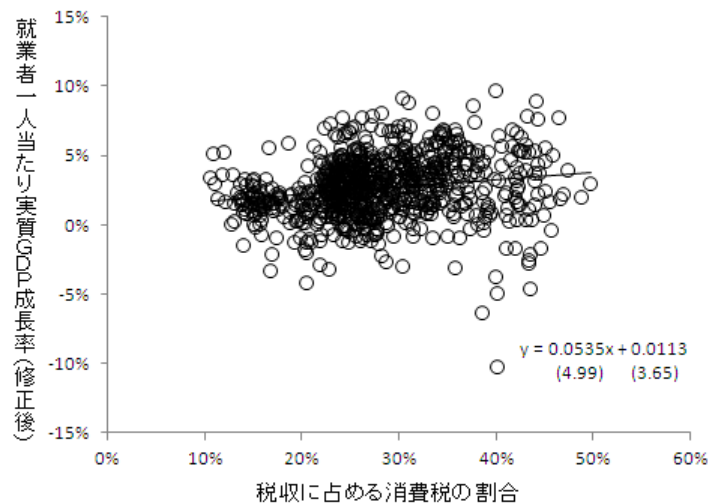
以上を踏まえると、例えば、特区制度などを活用し、特定の地域に限定して税負担を引き下げるといった取り組みが考えられる。税負担が軽減される地域への内外企業による事業所の集積が促されるといった効果のほか、全国一律での税負担の引き下げに比べて財政への影響が軽減されるといった効果も期待できよう。その際、事業所があまり集積していない地域に企業を誘致するといった地域間の均衡を図るような発想で臨むべきではない。わが国経済全体の生産性の底上げが急がれる現況を踏まえると、むしろ、既存の事業所集積地への立地を促すことで、事業所集積のメリットの修復を急ぐべきである。企業が立地先を選択する際には、立地先での分業体制の構築や原材料・部品の調達、人材確保が容易であることも重要な要素であり、既存の事業所集積地には、そうした要素が依然として残されている。事業所集積のメリットの弱体化はわが国の産業競争力の一段の低下に繋がりがかねないだけに、既存の集積地域への立地支援に緊急かつ強力に取り組む必要がある。

⁵ 従業員 4 人以上のデータ

3. 求められる経済成長と財政健全化の両立

一方で、足元の政府部門の財政赤字や債務残高、将来の高齢化を踏まえると、消費税率の10%引き上げ後も、財源対策として税負担の増加圧力が持続する公算が大きい。ただし、将来的に一段の負担増を求める場合には、経済へのマイナス影響を最小限に止める必要がある。将来の税収構造のあり方については、税収に占める消費税の割合を高めるほうが、経済成長へのマイナス影響が小さくなるとの見方があり、例えば、先述と同様に先進国21か国のデータを用いて、税収に占める消費税の割合と就業者一人当たり実質GDP成長率の関係をみると、緩やかながら正の相関関係がみられる（図表4）。

（図表4）消費税収割合と経済成長率の関係



（注1）図中の式は単回帰式。（）内はt値。

（注2）21か国の1970～2010年（欠損値あり）のパネルデータを用いて、固定効果モデルを推計。下記の推計結果を用いて、就業者一人当たり実質GDP成長率の実績値から、総固定資本形成、高等教育終了比率、国民負担率の各国毎の影響を取り除いている。

$$dy = 0.092 + 0.097dk + 0.073dh - 0.040tax + 0.019constax$$

$$(2.33*) (7.47**) (3.18**) (-5.80**) (2.66**)$$

（）内はt値、**は1%有意、*は5%有意。

dy: 就業者一人当たり実質GDP成長率、dk: 総固定資本形成増加率、dh: 高等教育終了比率の変動、tax: 国民負担率、constax: 国民負担に占める一般消費税＋個別物品税収の割合

もともと、どのような税目であれ、税負担の増加は経済成長にマイナスの影響を与える。それだけに、税負担を引き上げる場合には、増加幅そのものを最小限に止める必要があり、まずは、歳出の効率化によって歳出の増加を徹底的に抑制するとともに、諸外国との経済連携の強化や各種規制の見直し、経済成長の柱となる民間企業活動への支援強化などを通じて、経済成長率そのものを引き上げることが重要である。

以上